

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 主人から離婚を切り出されました。どうしたらよいでしょうか。

主人から離婚を切り出されました。私は先日60歳になり、主人は5歳年上です。子供二人はとうの昔に大学を出て就職し、独立しています。

私は長女、主人は次男なので、私の両親と同居すると決め、30年以上前に今の建て売りを、父が半額出し、残りは主人がローンを組んで購入しました。ローンは終わり、父が7年前に亡くなった際に私が父の分を相続して、私と主人の半々の持ち分になっています。

残念ながら夫婦仲が良いわけでもなく会話もないのですが、私は短大卒で資格もなく、たまたまアルバイトをしていただけな

ので、このまま主人と暮らすつもりでした。主人は60歳で定年後再就職しましたが、そこも定年になり、あとせめて70歳まで働いてほしかったのですが、主人が突如言うには、これで働くのは終わり。子供は独立したし、私の母も亡くなったので、もういいだろう。俺は実家に帰る、良い空気を吸って、畑仕事をして好きな本を読んで…と。主人の母は存命で、すでに兄らとも話をつけていたようです。主人

が言うには、お前は俺の家も田舎も嫌いだし、これから20年もここに二人でいても退屈だ、この際離婚しよう。

年金は以後半分ずつに。家は売って半分ずつ分ければよい。預貯金も合わせて半分ずつに。この家はもう古くて、今後住むにも維持費がかかるから、小さなマンションを買うなり借りるなりすればよいと。離婚しないといけないでしょうか。

A 離婚を止めようはないでしょう。納得のいく条件で折り合いをつけましょう。

青天のへきれきだったのでしょうね。いわゆる定年離婚は、夫の定年を待って妻が切り出すのが定番ですが、こんなことを言うとなんですが、狭い住宅でかつ妻の両親との同居は、気を遣うことも多かったのではないのでしょうか。自分たちのおかげで家も買えただろうと、態度に出ていたかもしれないです。

本当に仲の良い夫婦は実際少ないけれど、離婚すると妻は経済的に困るし夫は家事に困る。第一、年を取って今更新生活に踏み出すのは大変だから、なんとなくそのまま一緒にいる夫婦が大多数でしょう。聞けば、ご主人は学生時代から家事万端できるのだとか。ご相談者も手に職はなくても、相続財産である不動産や預金があって経済的には困らない。子供も独立した以上、当事者の一方がどうしても離婚したければ、止めようはないでしょうね。

離婚の際の財産分与は、婚姻中に夫婦で築いた共有財産を分けるものなので、相続財産や、婚姻前から各自持っていた



固有財産は含めません。共有財産については、妻が専業主婦でも半分ずつ分けるのが基本なので、夫がすべてローンを組んで購入した、夫単独名義の不動産でも半分ずつです。つまり、ご相談者の場合は4分の3。ざっと、150万円/坪×30坪×4分の3＝33375万円になります。家の価値はゼロで取り壊し代が150万円程かかるし、諸経費を差し引きますが、それでも一財産ではないでしょうか。

円以上を出すのは、今後の生活を考えるとあまりお勧めしません。それに、古い家の維持費はご主人が言うとおりに、何やかやとかがりますよ。

親の思い出がもつていて取り壊したくないとのことですが、であれば4分の1分を夫に払って全部自分名義にすることは可能です。しかし現金1000万円

預金についても相続財産はそれぞれ固有財産で、ご主人が婚姻後に稼いだ預金残高と、その間にご相談者がへそくりなりアルバイトをしてためた預金を総計して半分ずつです。

それで話がかない場合には、家裁に調停を起すことになり、離婚自体は合意済みでも、条件が折り合わないの調停を起すケースは、結構ありますよ。うまくいけばよいですね。